

## ○八王子市産前・産後サポート事業（ハローベビーサポート事業）実施要綱

平成27年6月1日施行  
改正 平成28年4月1日  
平成29年4月1日  
平成30年4月1日  
平成31年4月1日  
令和2年4月1日  
令和3年1月1日  
令和3年11月1日  
令和4年4月1日  
令和5年4月1日

### （目的）

第1条 この要綱は、日中に家族等から支援が得られず、家事や育児の援助等が必要な家庭に対し、産前・産後サポート専門員（以下「専門員」という）が育児相談や助言、子育て情報の提供や、必要なサービスを提供するための調整等を行い、家事・育児等の実施支援者（以下「ヘルパー」という）がサービスを実施することにより、家族の精神的・身体的負担の軽減と孤立化の予防を図り、子育て家庭の福祉の増進を目的とする。

### （実施主体）

第2条 八王子市産前・産後サポート事業（ハローベビーサポート事業）（以下「サポート事業」という）の実施主体は八王子市（以下「市」という。）とする。ただし、市は、サポート事業の一部を適切な事業者に委託することができる。

### （利用対象者）

第3条 サポート事業を利用できる者は、八王子市内に住所を有し、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

（1）母子健康手帳の交付を受けている者

（2）出産予定日の30日前の者及び1歳未満の子供を育てる者

（3）家族等から日中に家事等の援助を得られず、家事等を行うことが困難な状況にある者

（4）対象児が、別表に定める保育サービスを利用していないこと

2 出産予定日の30日前の多胎の妊婦及び3歳未満の多胎の子供を育てる者

3 3歳未満の子供を養育しており、1歳以降の利用を希望している場合は、養育者の傷病等の自由により支援が必要と認められる者

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者

### （支援内容）

第4条 サポート事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

（1）簡単な食事の支度・下準備

- (2) 衣類の洗濯
- (3) 居室の掃除・整理整頓
- (4) 食材や生活必需品の買い物（ただし、自宅から1 km 範囲内とする）
- (5) 沐浴・入浴の準備及び後片付け
- (6) 調乳の準備及び後片付け
- (7) おむつの交換の準備及び後片付け
- (8) 健診等の付添
- (9) 兄姉の保育所等の送迎（ただし、自宅から1 km 範囲内とする）
- (10) 育児に関する相談・助言及び子育て情報の提供
- (11) 利用者の状況・養育環境等応じた必要な支援機関との連携
- (12) その他、市長が特に必要と認めるもの

2 第3条2項又3項の要件で利用する場合は、上記のサービスに加えて、保護者立ち合いのもと対象となる乳児の直接的支援を行うことができる。

3 ヘルパーが行うサービスの範囲は、利用者の家庭の生活に必要なもののうち、直接的かつ日常的なものに限るものとし、子どもの預かりや留守番は行わない。

（申請及び決定）

第5条 サポート事業を利用しようとする者は、八王子市産前・産後サポート事業（ハローベビーサポート事業）利用登録申請を市長に行うものとする。

2 前項の申請者は、原則として利用しようとする者とする。

3 市長は、前項に基づく申請があったときは、第3条の規定に該当するかを審査し利用の可否を決定し、八王子市産前・産後サポート事業（ハローベビーサポート事業）利用登録承認・不承認通知書（別記様式第1号）により申請者に通知する。

（申請内容の変更等）

第6条 利用者は、第5条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、八王子市産前・産後サポート事業（ハローベビーサポート事業）利用登録変更届により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届け出があった場合において、支援の決定内容を変更するときは、八王子市産前・産後サポート事業（ハローベビーサポート事業）利用登録変更通知書により利用者に通知するものとする。

3 第3条2項又3項の要件で、支援を継続する希望がある場合は、対象児が1歳及び2歳になる日までに再申請を行う。

（利用の調整）

第7条 第5条及び第6条の規定による申請があった場合において、専門員は、申請者、ヘルパー及びヘルパー事業者と事前に第4条の規定による支援内容を協議し、必要なコーディネートを行う。

(利用回数及び時間等)

第8条 サポート事業の利用できる時間数の上限は、次のとおりとする。

- (1) 第3条1項の要件で利用する場合の利用時間の上限は、産前30日前から対象となる子どもの1歳になる日までに60時間とする。
  - (2) 第3条2項の要件で利用する場合の利用時間の上限は、対象となる子どもの1歳となる日までに120時間、2歳及び3歳になる日までにそれぞれ120時間とする。
  - (3) 第3条3項の要件で利用する場合、対象となる子どもの2歳及び3歳になる日までにそれぞれ20時間ずつとする。
- 2 サポート事業の利用回数及び利用時間は、1日につき1回、週に2回までとし、1回の利用時間は、2時間又は3時間までとする。ただし、第4条(8)について、医療機関等の都合でやむを得ず3時間を超えてしまう場合には4時間までとする。
- 3 事業の利用日及び時間帯は、日曜、祝日、休日、1月1日から同月3日まで、及び、12月29日から同月31日までの日を除く日の午前8時から午後6時までの間とする。
- 4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数時間は1時間とみなす。

(利用者負担額)

第9条 利用者は、この事業を利用した時は、次の定める利用者負担金を、直接ヘルパーに支払わなければならない。

- (1) 利用料は、1時間につき500円とする。
- (2) 前項に定める利用料の他、生活費需品の買物、健診等の付添に要した交通費などの実費は、利用者が負担するものとする。

(利用申込の取消)

第10条 利用者がその利用の申込みを取り消した場合は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を取消料としてヘルパー事業者に支払うものとする。

- (1) 利用日の前日の正午に到達する前までに取り消した場合 無料
- (2) 利用日の前日の正午以降の申し出、または、申し出がなかった場合 500円

2 前項の規定による利用の申込みを取り消した場合は、その利用申込時間を利用残時間から差し引くこととする。

3 前各項の規定にかかわらず、自然災害など市長が認めた場合にあってはこの限りではない。

(ヘルパーの要件)

第11条 ヘルパーは、次の要件を具備しなければならない。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 福祉の向上に理解と熱意を有すること。
- (3) 家事、介護及び育児の経験並びに能力を有すること。

2 ヘルパーは、家庭に訪問の際、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告)

第12条 ヘルパー事業者は、訪問業務を実施した場合、翌月10日までに当該月分の八王子市産前・産後サポート事業（ハローベビーサポート事業）実施報告書並びに請求書を市長に提出しなければならない。

(守秘義務)

第13条 ヘルパー及びヘルパー事業者は、業務を行うに当たって、当該家庭に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(台帳等の整備)

第14条 市長は、事業の実施に必要な対象者台帳等を作成の上、これを常時整備し、事業の適正な実施を図るものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ハローベビーサポート事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

| 保育サービス  | 根拠規定 |   |
|---|------|---|
| 認可保育所   | 国    | 児童福祉法第 39 条 1 項   |
|   | 都    | 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例   |
| 認定こども園（幼保連携型）   | 国    | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項   |
|   | 都    | 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例   |
| 認定こども園（保育所型、幼稚園型、地方裁量型）   | 国    | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項、第 3 項   |
|   | 都    | 東京都認定こども園の認定条件に関する条例  |
| 認証保育所   | 国    | 児童福祉法第 59 条   |
|   | 都    | 東京都認証保育所事業実施要綱  |
| 家庭的保育事業等<br>（家庭的保育事業（国事業）、<br>小規模保育事業、居宅訪問型<br>保育事業、事業所内保育<br>事業） | 国    | (1) 家庭的保育事業（国事業）<br>児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項<br>(2) 小規模保育事業<br>児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項<br>(3) 居宅訪問型保育事業<br>児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項<br>(4) 事業所内保育事業<br>児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項 |
|   | 市    | 八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例  |
| 家庭的保育事業（都事業）  | 国    | 児童福祉法第 59 条   |
|   | 都    | 家庭的保育事業等実施要綱  |
| 認可外保育施設利用支援事業   | 国    | 児童福祉法第 59 条   |
|   | 都    | 認可外保育施設利用支援事業補助要綱   |
| その他、都又は市が認める事業  |      |   |